

「特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成 28 年総務省令第 64 号。以下「設備等省令」という。）」の
改正概要

総務省総合通信基盤局データ通信課

1 設備等省令の概要

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成 2 年法律第 35 号）附則第 5 条第 2 項第 2 号においては、地域特定電気通信設備供用事業が規定され、同条第 1 項に基づき、平成 34 年 3 月 31 日までの間、当該事業の実施に対し債務保証及び助成金交付による支援が行われる。当該事業について、別途総務省令で定めることとされている当該事業の対象となる電気通信設備及び地域を定めるものである。

2 改正の概要

現在、国内のデータセンターの約 6 割が東京圏に集中し、また増加傾向にある。今後、IoT の進展等によりトラフィックが急増すれば、東京圏のトラフィックがますます増加する可能性があり、データやトラフィックの分散化を図るためには、地域にデータセンターを整備し、その地域におけるデータの流通・活用を促進することが重要になる。このような観点から地域におけるデータセンターの整備を進める上で、現在、特定電気通信設備の要件を規定している設備等省令を改正する必要がある。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日（所得税法等の一部を改正する法律の施行の日）

以上